

**【都市・地域再生等利用区域の指定】**

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて」に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

**1 都市・地域再生等利用区域**

**(1) 指定範囲**

一級河川旧淀川（堂島川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。（中之島バンクス）

**(2) 中之島バンクスの位置づけ**

中之島バンクスは、中之島エリアの「大人の街」としてのイメージを高めるため、京阪中之島線の建設工事に伴い、河川敷地を新たな賑わい空間として、再整備したものである。

また、周辺は大阪国際会議場や「ほたるまち」をはじめ、海外の要人などが宿泊するホテルが背後に控えるとともに、公共船着場も設置されており、国内外から多くの来訪者を集める水都大阪をリードする、シンボリックな水辺空間となっている。

こうした経緯を踏まえ、中之島バンクスは今後とも水都大阪の西側のにぎわい拠点として期待される地域である。

**(3) 指定年月日**

平成 24 年 3 月 26 日

**2 都市・地域再生等占用方針**

**都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設**

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、船上食事施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

### 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記中之島バンクスの位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

ただし、当該区域で賑わい創出を行う事業者については、公募により選定された賑わい施設等の設置・運営者とする。

### 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（堂島川）左岸の玉江橋～堂島大橋

【中之島バンクスイリア】

